平成２２年（フ）第３８６号
千葉県四街道市さちが丘１丁目２番１号
債務者　小林　千明
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４３１号
山梨県笛吹市一宮町狐新居795番地３
債務者　渡邊千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
山梨県甲府市小瀬町102番地７―103
債務者　石川　重子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
山梨県甲斐市篠原416番地１アビタシオンマユ202
債務者　矢巻　敏宏
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
長野県須坂市大字小山529番地11　404
債務者　佐藤　澄子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8955番地
債務者　河野なおみ
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
長野県東御市田中978番地９　アヴェニール101
債務者　田村　拓也
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２１４号
長野県東御市和4583番地６
債務者　別府日登美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２８８号
長野県松本市大字里山辺1251番地８　西棟、前住所長野県安曇野市堀金烏川3861番地１
債務者　望月　正博
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５２５号
岐阜市早田東町４丁目65番地　エステート早田３Ｃ号室
債務者　馬渕　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６７号
岐阜市八代２丁目20番17号
債務者　辻　　恭子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４２号
岐阜県各務原市川島笠田町96番地１
債務者　横山　光浩
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４８号
岐阜県羽島市竹鼻町錦町６番地　シャトレ愛松羽島201号室
債務者　豊住　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５０号
岐阜県本巣市浅木262番地32
債務者　中島　貴弘（旧姓澄川）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５２号
岐阜市加野３丁目２番４―36号　県営加野住宅Ｈ４号棟
債務者　吉口　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５６号
岐阜県瑞穂市生津外宮前町１丁目57番地　メゾンヤマイチ201号室
債務者　糸山　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１００号
岐阜県可児市徳野南１丁目38番地２
債務者　有賀眞奈美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部